

## 令和3年度2月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年2月28日(月)午後1時58分から午後2時28分

2 開催場所 江南区役所 2階 201会議室

3 出席委員 (19人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博				

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第6号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第7号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第9号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第8号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦 事務局次長 小林友衛 農地係長 伊藤洋  
農政振興係長 八百板恵 管理係主査 遠藤文博

## 7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより2月定例総会を開会いたします。本日は、全ての農業委員からご出席いただいております。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。同会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。よろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p>
議長(会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。4番小戸田修子委員、5番鈴木健二委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p>
議長(会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることにいたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長を鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p> <p>議事の都合上、追加の議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第6号農地法第4条許可申請に関する処分</p>

<p>農地係長</p>	<p>決定について、議案第7号農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>農地係の伊藤でございます。私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大形地区で1件、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、亀田地区で1件の計4件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、両川地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件、両川地区で2件、亀田地区で1件の計4件です。今月の議案件数は、合計で9件となります。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本県は令和4年3月6日まで、まん延防止等重点措置期間が延長されました。これにより、今月22日、24日に予定されていた調査委員会は中止となりました。よって、私から各案件について、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、追加議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。</p> <p>大形地区1号は、同一経営体の後継者への贈与です。申請地は、東区海老ヶ瀬の田3筆、3,684㎡です。</p> <p>大江山地区2号は、譲受人の規模拡大のため、売買による所有権移転です。譲受人は、江南区江口に住宅を購入し、有機農業による野菜作りを実践しており、過去に中央農業委員会だよりでも、大々的に掲載されており、地域農業の担い手として期待されています。</p> <p>曾野木地区3号は、同一経営体の後継者への贈与です。申請地は、江南区鍋湯新田の田1筆、1,351㎡です。</p> <p>亀田地区4号は、譲受人の規模拡大のため、売買による所有権移転です。申請地は、江南区長潟1丁目の田、畑それぞれ1筆ずつ657㎡です。譲受人の経営面積は、申請地を含めると約370aとなります。</p> <p>続きまして、議案書本冊1ページの議案第6号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、をご覧ください。</p> <p>両川地区1号は、自己所有地を個人住宅建築敷地に転用するもの</p>
-------------	--

です。後ほど、ご説明させていただく、農地法第5条許可申請の両川地区3号と、一体利用するものです。転用者は自宅敷地が、中央環状線事業の収用にかかったため、自宅移転のために今回の申請となりました。申請地は、江南区花ノ牧の畑3筆、518㎡で農用地区域外です。農地区分は、申請地の北側に10ha以上の農地が広がっているため、第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置される住宅であることから、不許可の例外規定に該当し、許可できると判断しました。資金は、全額自己資金で賄います。排水関係ですが、排水施設を設置し、周辺に被害防除策を行うとのことです。

続きまして、議案書本冊2ページの議案第7号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、をご覧ください。

大江山地区1号は、農地を使用貸借権で、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在借家住まいですが、将来を見据え、妻の実家が所有する農地に住宅を建築するため、今回の申請となりました。申請地は、江南区江口の畑1筆、440㎡で農用地区域外です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。排水関係ですが、排水施設を設置し、周辺に被害防除策を行うとのことです。

両川地区2号は、農地を賃借権で嘉瀬地区のライスセンター建築敷地に転用するものです。嘉瀬地区ライスセンター利用組合7名で、従来使用してきたライスセンターが、中央環状線事業の収用にかかったため、移転のため今回の申請となりました。申請地は、江南区嘉瀬の畑1筆、1,220㎡です。農地区分は農用地ですが、農振法で農業用施設用地へと用途変更手続きが行われたことから、転用可能と判断しました。資金は、全額自己資金で賄います。排水関係ですが、排水施設を設置し、周辺に被害防除策を行うとのことです。

両川地区3号は、先ほどご説明しました農地法第4条許可申請の両川地区1号と、一体利用するものです。申請地は、江南区花ノ牧の畑1筆、46㎡で農用地区域外です。

亀田地区4号は、農地を使用貸借で個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、2人目の子供も生まれ実家が手狭になり、隣接地に住宅を建築するため、今回の申請となりました。申請地は、江南区早通6丁目の畑2筆、252㎡で農用地区域外です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。資金は、一部金融機関からの借入で賄います。

議長(農地部会長)	<p>排水関係ですが、排水施設を設置し、周辺に被害防除策を行うとのことです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第9号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案第6号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので許可と決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案第7号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので許可と決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規</p>

<p>農地係長</p>	<p>定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、を一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから6ページになります。石山地区で2件、大江山地区で2件、横越地区で9件、亀田地区で4件の計17件について、届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の7ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように、届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で3件、両川地区で2件、横越地区で2件、亀田地区で2件の計9件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の8、9ページをご覧ください。石山地区で3件、大形地区で2件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で1件、両川地区で1件、横越地区で2件の計10件について、照会が新潟地方法務局からありました。現地確認の結果、すべて非農地と回答しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の10ページをご覧ください。曾野木地区で1件、266㎡の届出書を受理しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の11ページから13ページをご覧ください。鳥屋野地区で6件、横越地区で1件、亀田地区で2件の計9件、4,423㎡の届出書を受理しましたので、ご報告します。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>(別所農政振興部会長 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第8号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第8号新潟市農用地利用集積計画をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、82件、341,887㎡です。</p> <p>次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。</p> <p>利用権設定が曾野木地区6件、両川地区4件、石山地区2件、大江山地区3件、大形地区2件、横越地区6件、亀田地区3件、所有権移転が石山地区1件、大江山地区2件、亀田地区2件で、面積は95,168㎡です。</p> <p>次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区5件、両川地区5件、石山地区4件、大江山地区11件、大形地区3件、横越地区19件、亀田地区4件で面積は246,719㎡です。</p> <p>続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字が、ページ数となります。1ページから6ページは、相対で新規契約した案件になります。17号は土地改良区の賦課はありません。その他は、すべて土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。21号は、使用貸借権です。</p> <p>続きまして、7ページから17ページは、相対で更新契約した案件になります。28号は、土地改良区の賦課はありません。土地改良費を借り手が負担するのは、7号、9号、14号で、それ以外は貸し手が負担します。賃借料を口座、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。</p>

	<p>18ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件となります。規模縮小、または離農をしたい譲渡人から譲受人に打診し、双方で合意した案件になります。</p> <p>次に、19ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件になります。移転を受ける者が耕作した方が効率的なことから、合意した案件になります。なお、利用権を受ける者は、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。</p> <p>次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。横越地区9件で、面積は38,462㎡です。</p> <p>20ページから21ページをご覧ください。土地改良費を7号から9号は借り手が、それ以外は貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。</p> <p>最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、3月14日からとなっています。ご承認後は産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより議案第4号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議に入ります。今回は、委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊9ページ13号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(9番 内藤浩一委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊9ページ13号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>



議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(9番 内藤浩一委員 入室、着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。別冊19ページ1号は、出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊19ページ1号について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 入室、着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>次に、先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、をご覧ください。1ページから2ページの計画案については、先ほどの議案第8号20ページから21ページの貸し手が、機構に借した農用</p>

	<p>地を、受け手に利用配分する計画案となっています。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案になります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、3月末に県の公告を予定しています。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長、別所農政振興部会長、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>なければ、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1 令和4年3月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。</p> <p>農地法関係の許可、届出ですが、4日、14日、24日が届出の締切日、9日が許可申請の締切日となっております。15日は、午前10時30分から県農業会議常設審議委員会が、新潟東映ホテルで行われます。虎澤会長から、ご出席をいただきます。18日は、午前10時から農政振興部会が、午前10時30分から農地部会が開催されます。23日は、午後1時30分から県農業会議の通常総会が、新潟東映ホテルで開催されます。虎澤会長から、ご出席をいただきます。25日は、午後1時15分から東ブロック対策委員会が302会議室で、南ブロック対策委員会が301会議室で開催されます。午後2時から、第1地域調査委員会が302会議室で予定され</p>

	<p>ております。28日は、入札室で午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が開催され、第2地域調査委員会が午後2時から予定されております。30日は、午後3時30分から2月定例総会を302会議室で開催いたします。終了後、令和3年度定期総会を開催いたします。業務予定については、以上でございます。もう1つ本日お配りしました農村RMO推進シンポジウムでございます。県農業会議より周知依頼がありました。オンラインで先着での開催となっております。ご参加希望の方は、チラシの記載のとおり申込みいただければと思います。以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他にないようですので、以上で、2月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

---

署名委員 小戸田修子

---

署名委員 鈴木健二

---